

# 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案に対する意見の募集 (パブリック・コメント) について

平成 30 年 11 月 1 日 (木)

環境省では、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第3次答申)」等を踏まえ、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質について所要の改正を行うこととしました。

本案について広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成30年11月1日(木)から平成30年11月30日(金)までの間、意見の募集(パブリック・コメント)を実施いたします。

## 1. 概要

土壌汚染対策法については、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)で揮発性有機化合物や重金属等の26物質が指定されています。

平成25年10月7日付け諮問第362号により、環境大臣から中央環境審議会会長に対し「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について(諮問)」が諮問されました。これを受け平成30年5月に中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会において、「1, 2-ジクロロエチレン」について土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しに係る検討を行い、平成30年6月に土壌農薬部会(第35回)において、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第3次答申)」(※1)が取りまとめられ、平成30年6月18日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

さらに、平成28年12月に中央環境審議会から環境大臣に答申された「今後の土壌汚染対策の在り方について(第1次答申)」において、溶出試験方法について、分析コスト・時間の増大につながらないように配慮しつつ、試験期間や分析者ごとの分析結果の差を抑制する方向で、土壌の汚染状態をより適切に分析できるよう手順の明確化を進めるべきとされており、中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会(平成30年5月23日開催)及び中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会(平成30年5月28日開催)においても議論が行われました。

これらのことを踏まえ、以下の告示(※2)について所要の改正を行うものである。

- ・土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件  
(平成15年3月環境省告示第16号)
- ・地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件  
(平成15年3月環境省告示第17号)
- ・土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件  
(平成15年3月環境省告示第18号)
- ・土壌含有量調査に係る測定方法を定める件  
(平成15年3月環境省告示第19号)

※1 <http://www.env.go.jp/council/toshin/t10-h3002.pdf>

※2 <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

## 2. 意見募集の対象

別添の「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案」について

## 3. 意見募集要領

### (1) 募集期間

平成30年11月1日（木）から平成30年11月30日（金）まで

### (2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は件名を「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案に対する意見」としてください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付け致しかねますのであらかじめ御了承ください。

#### 【意見提出先】

環境省水・大気環境局土壌環境課 担当：川崎

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

直 通：03-5521-8321

代 表：03-3581-3351(内線6592)

F A X：03-3501-2717

電子メールアドレス：mizu-dojo@env.go.jp

### (3) 意見の取扱い

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

### (4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、下記の様式（A4版）にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名] 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案に対する意見
[宛先] 環境省水・大気環境局土壌環境課
[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[ファックス番号]
[御意見]

(5) 資料の入手方法

①環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

②環境省水・大気環境局土壌環境課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階)

※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し82円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。

環境省水・大気環境局土壌環境課	
直通	03-5521-8322
代表	03-3581-3351
課長	神谷 洋一 (内線 6590)
課長補佐	中村 雄介 (内線 6591)
担当	川崎 伸夫 (内線 6584)

## 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案

## I. 趣旨

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）は、特定有害物質による土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害を防止することを目的に制定されている。法に基づく特定有害物質は、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）で揮発性有機化合物や重金属等の 26 物質が指定されている。これらの特定有害物質については、汚染状態に関する基準として、有害物質を地下水経路で摂取するリスクの観点から設定された土壌溶出量基準と、有害物質を含む土壌を直接摂取するリスクの観点から設定された土壌含有量基準が、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）に定められている。

平成 21 年 11 月に 1,4-ジオキサン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及び 1,1-ジクロロエチレンの 4 項目について、平成 23 年 10 月にカドミウムについて、平成 26 年 11 月にトリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び基準値の見直しが行われた。このような状況等を踏まえ、平成 25 年 10 月に環境大臣から中央環境審議会に対し、これら 6 物質に係る環境基準等の見直しについて諮問がなされた（土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（諮問第 362 号））。平成 30 年 6 月に、検討対象 6 物質のうち 1,2-ジクロロエチレンに係る見直しについて、法に基づく特定有害物質をシス-1,2-ジクロロエチレンからトランス-1,2-ジクロロエチレンを追加して 1,2-ジクロロエチレンに改正することなどが盛り込まれた中央環境審議会から環境大臣への答申（土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第 3 次答申））（※ 1）が行われた。

また、土壌ガス調査において、

- ① すべての試料採取等対象物質を 1mg/ml 含む混合標準液の原液については、これまでにクロロエチレンを含む混合標準液の原液が市販されていなかったことから、試料採取等対象物質にクロロエチレンを含む場合には、当分の間、クロロエチレン以外のすべての試料採取等対象物質を 1 mg/ml 含む混合標準液の原液及びクロロエチレンを 1 mg/ml 又は 2 mg/ml 含む標準液の原液とすることができるとしてきたが、現在、クロロエチレンを含む混合標準液は市販されていること、
- ② これに代えて使用することができる、国又は公的検査機関が濃度を保証するガス二次標準を使用して濃度を確認した混合標準ガスについては、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定に基づく証明書（jess や JCSS のマークが付与されている証明書）等が添付されているものを使用することが明示されていないこと、
- ③ 法に基づく特定有害物質をシス-1,2-ジクロロエチレンからトランス-1,2-ジクロロエチレンを追加して 1,2-ジクロロエチレンに改正するに当たり、トランス-1,2-ジクロロエチレンを含む標準ガスを供給するためには開発等に準備期間を要すること、

- ④ 水分を多く含む土壌ガスに含まれる法の特定有害物質に定められているクロロエチレンを測定する場合、検出器の感度を低くする水分とクロロエチレンのガスクロマトグラフのリテンションタイムが重なるため、土壌ガス中に含まれるクロロエチレンの測定値が過小評価される可能性があり、土壌ガスを吸着管に吸着させたのち、吸着管を加熱して試料採取等対象物質をガスクロマトグラフに導入する装置を装着したガスクロマトグラフを使用することにより適切な測定が可能であること、

といった課題がある。

さらに、平成 28 年 12 月に中央環境審議会から環境大臣に答申された「今後の土壌汚染対策の在り方について（第 1 次答申）」において、溶出試験方法について、分析コスト・時間の増大につながらないように配慮しつつ、試験期間や分析者ごとの分析結果の差を抑制する方向で、土壌の汚染状態をより適切に分析できるよう手順の明確化を進めるべきとされており、中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会（平成 30 年 5 月 23 日開催）及び中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会（平成 30 年 5 月 28 日開催）においても議論が行われた。

これらのことを踏まえ、以下の告示（※ 2）について所要の改正を行うものである。

- 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件  
（平成 15 年 3 月環境省告示第 16 号）
- 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件  
（平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号）
- 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件  
（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）
- 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件  
（平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号）

※ 1 <http://www.env.go.jp/council/toshin/t10-h3002.pdf>

※ 2 <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

## II. 改正案の概要

### 1. 特定有害物質の見直し

- 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 16 号）別表 1、2 及び 3 において、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改正する。
- 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号）別表及び土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）別表の特定有害物質の種類について、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改正し、測定方法について、「シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法」とする。
- 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）別表の特定有害物質の種類について、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改正し、測定方法について、「シス体にあつて

は日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法」とする。

## 2. 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件(平成15年3月環境省告示第16号)に規定される試薬等の見直し

### (1) 試薬(第2測定方法2. 試薬関係)

#### ①混合標準液の原液

「すべての試料採取等対象物質を1mg/ml含む混合標準液の原液(ただし、クロロエチレンを含む混合標準液の原液が市販されていなかったことから、試料採取等対象物質にクロロエチレンを含む場合には、当分の間、クロロエチレン以外のすべての試料採取等対象物質を1mg/ml含む混合標準液の原液及びクロロエチレンを1mg/ml又は2mg/ml含む標準液の原液とすることができる。)」を、「すべての試料採取等対象物質を1mg/ml含む混合標準液の原液」に改正する。

#### ②混合標準ガス

混合標準液の原液に代えて使用できる混合標準ガスについては、「国又は公的検査機関が濃度を保証するガス二次標準を使用して濃度を確認した混合標準ガス」を、「計量法(平成4年法律第51号)第136条若しくは同法第144条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書が添付された混合標準ガス」に改正し、当該混合標準ガスが市販されていない場合には、当分の間、製造事業者が濃度を保証するガスを使用することができることとする。

#### ③混合標準液

「混合標準液の原液1ml(ただし、試料採取等対象物質にクロロエチレンを含む場合には、当分の間、クロロエチレン以外のすべての試料採取等対象物質を1mg/ml含む混合標準液の原液1ml及びクロロエチレンを1mg/ml含む標準液の原液1ml(クロロエチレンを2mg/ml含む標準液の原液を使用する場合にあつては、0.5ml)とすることができる。)」を、「混合標準液の原液1ml」に改正する。

また、混合標準液については、2以上の標準液の原液を用いて、すべての試料採取等対象物質を50 $\mu$ g/ml含む混合標準液を調製してもよいこととする。

### (2) 分析装置(第2測定方法3. 器具及び分析装置関係)

試料を吸着管に吸着させたのち、吸着管を加熱して試料採取等対象物質をガスクロマトグラフに導入する装置(加熱脱着装置)を装着したガスクロマトグラフを使用することができることとする。

### (3) 測定機器への導入量等の操作(第2測定方法4. 操作関係)

加熱脱着装置を介して分析装置に土壌ガスを導入する場合には、一定量を通気させ、吸着管に試料採取等対象物質を吸着させ、その後、吸着管を試料採取等対象物質が十分に脱離する温度まで加熱し、キャリアガスとともに分析装置に導入する。導入量は、作成した検量線の範囲内に入るように調節し、検量線の範囲内に入らない場合には、試料採取等対象物質を含まない空気により土壌ガスを希釈したものを加熱脱着装置及び分析装置に導入することとする。

### 3. 土壌含有量調査に係る測定方法の見直し

土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）における検液作成方法の手順を明確化する観点から以下の見直しを行う。

- 採取した土壌の風乾は、30℃を超えない温度で行うこととする。粗砕を行う際には、土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこととする。（付表2関係）
- 塩酸溶液（1 mol/l）の調製に用いる水については、日本工業規格 K0557 に規定する A3 又は A4 のものとする。（付表3（1）、（2）、（3）関係）
- 振とうの方向は水平方向とする。（付表3（1）、（2）関係）

### Ⅲ. スケジュール

（施行）平成31年4月1日を予定。